

龍ヶ崎市交通安全母の会会則

(目的)

第1条 本会は、会員一人ひとりが家庭の主婦として、まず家庭内における交通安全教育の推進者となるほか、会員相互の協力により交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努め交通事故のない明るい街づくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、龍ヶ崎市交通安全母の会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、龍ヶ崎市役所内に置く。

2 事務局の職員は、会長の命を受けて事務を処理する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保育所，幼稚園，小・中学校及び高等学校並びに老人クラブ等における交通安全教育への協力と推進
- (2) 全国交通安全運動及び各種団体の交通安全運動への積極的参加並びにこれら推進についての協力
- (3) 地域，職域における交通安全座談会及び講演会等の開催
- (4) 飲酒運転追放の推進
- (5) 交通安全施設の整備，充実への協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、目的に賛同し入会した個人または団体をもって構成する。

第6条 本会は、必要に応じて支部を置く。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置き、全体会において選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 8名 (会長，副会長含む)
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の業務を執行する。

4 監事は、会務を監査する。

(任 期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧 問)

第10条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会 議)

第11条 本会の会議は、全体会及び役員会とし、会長が招集し議長となる。

2 会議の議事は、出席した者の過半数で議決し賛否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会則以外の緊急事項については、会長及び副会長の協議により処理し、次回の役員会において承認を求めるものとする。

(全体会)

第12条 全体会は次の事項を審議する。

(1) 会則の改正に関すること

(2) 本会の事業及び予算に関すること

(3) 事業報告及び決算に関すること

(4) 役員の選出に関すること

(5) 加入、退会の承認

(6) その他、会長が必要と認める事項

(役員会)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 全体会に提出する事項

(2) 会則施行に関する細則の制定、改廃

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(経 費)

第14条 本会の経費は、補助金及び寄附金並びにその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑 則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付 則 この会則は、昭和42年4月1日から施行する。
付 則 この会則は、昭和62年5月28日から施行する。
付 則 この会則は、平成元年5月26日から施行する。
付 則 この会則は、平成3年6月8日から施行する。
付 則 この会則は、平成11年6月21日から施行する。
付 則 この会則は、平成12年6月15日から施行する。
付 則 この会則は、平成16年5月18日から施行する。
付 則 この会則は、平成17年5月16日から施行する。
付 則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。